

フリーペットほけん(犬猫一年間傷病補償保険)の約款に関する改定箇所

改定内容は以下の通りです。(赤字が対象箇所)

<現行>2021 年 4 月版	<変更>2021 年 10 月版
第3章 基本条項 第17条(保険料の返還－無効または失効の場合) 1. (略) 2. 保険契約が失効となる場合は、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。 <u>(新設)</u> (略) 第19条(保険料の返還－解除の場合) 1. 第8条(告知義務)第2項、第15条(重大事由による解除)第1項の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。 2. 第14条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、当会社は、次の算式によって計算した保険料を返還します。(返還保険料 = 保険料 × 別表2に掲げる解約返戻率)ただし、犬猫購入時傷病保険の保険契約を締結した場合は、当会社は、次の算式によって計算した保険料を返還します。(返還保険料 = 保険料 × 別表3に掲げる解約返戻率) <u>(新設)</u> (略) 別表1(第3条第2項関係) (略)	第3章 基本条項 第17条(保険料の返還－無効または失効の場合) 1. (略) 2. 保険契約が失効となる場合は、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。 <u>3. 第2項の規定により計算した保険料は、小数点以下を四捨五入して1円単位とします。</u> (略) 第19条(保険料の返還－解除の場合) 1. 第8条(告知義務)第2項、第15条(重大事由による解除)第1項の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。 2. 第14条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、当会社は、次の算式によって計算した保険料を返還します。(返還保険料 = 保険料 × 別表2に掲げる解約返戻率)ただし、犬猫購入時傷病保険の保険契約を締結した場合は、当会社は、次の算式によって計算した保険料を返還します。(返還保険料 = 保険料 × 別表3に掲げる解約返戻率) <u>3. 第1項または第2項の規定により計算した保険料は、小数点以下を四捨五入して1円単位とします。</u> (略) 別表1(第3条第2項関係) (略)

別表2（第19条第2項関係）

解約返戻金は、一括払い保険料に責任開始後の既経過期間に応じて以下に定める割合(%)を乗じた額とします。ただし、解約返戻金特約条項を適用する契約については、一括払い保険料に保険期間(日数)に対する未経過期間(日数)の割合を乗じた額を解約返戻金とします。なお、分割払い契約の解約返戻金はありません。

<u>責任開始後の</u> 既経過期間	保険期間:1年
責任開始前	67%
30日以下	61%
31日以上 60日以下	56%
61日以上 90日以下	50%
91日以上 120日以下	45%
121日以上 150日以下	39%
151日以上 180日以下	34%
181日以上 210日以下	28%
211日以上 240日以下	23%
241日以上 270日以下	17%
271日以上 300日以下	12%
301日以上 330日以下	6%
331日以上	0%

別表2（第19条第2項関係）

解約返戻金は、一括払い保険料に既経過期間に応じて以下に定める割合(%)を乗じた額とします。ただし、解約返戻金特約条項を適用する契約については、一括払い保険料に保険期間(日数)に対する未経過期間(日数)の割合を乗じた額を解約返戻金とします。なお、分割払い契約の解約返戻金はありません。

既経過期間	保険期間:1年
<u>0日(責任開始前)</u>	67%
<u>0日超</u> 30日以下	61%
31日以上 60日以下	56%
61日以上 90日以下	50%
91日以上 120日以下	45%
121日以上 150日以下	39%
151日以上 180日以下	34%
181日以上 210日以下	28%
211日以上 240日以下	23%
241日以上 270日以下	17%
271日以上 300日以下	12%
301日以上 330日以下	6%
331日以上	0%

以 上